

別記様式第二十三号の四（第七十五条関係）

(表 面)

第 号	年 月 日	(有効期間 1 カ年)	↑ 6cm ↓
 写 真		所属局部課名	
		職 名	
		氏 名	
年 月 日生			
国土交通大臣			印
← 8.5cm →			

上記の者は、マンションの管理の適正化の推進に関する法律第61条の2において準用する同法第41条の17第1項の規定により立入検査をすることができる者であることを証する。

(裏面)

マンションの管理の適正化の推進に関する法律抜粋

第 41 条の 17 国土交通大臣は、講習事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、その必要な限度で、その職員に、登録講習機関の事務所に立ち入り、登録講習機関の帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第 1 項に規定する権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第 61 条の 2 第 41 条の 2 から第 41 条の 18 までの規定は、登録講習機関について準用する。 [後段略]